

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料交換機用計算機の点検・修理後の燃料取出し作業準備中、当該計算機に動作不良の再発が認められたため、当該計算機を再点検・修理	C	
2	1号機	エリア放射線モニタ装置（廃棄物処理建屋ポンプ室）の故障又は接続不良を示す警報の発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
3	1号機	燃料の取出し作業において、燃料交換機に動作不良（巻上げ操作不可）が認められたため、当該交換機を点検・修理	C	
4	2号機	タービン補機冷却系熱交換器エリア換気空調系空調機の点検において、Vベルトにゆるみが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
5	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン出口温度検出器（地階ポンプエリア設置）の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器及び検出配管を点検・修理	D	
6	3号機	タービン建屋2階換気空調系動力電源盤室内の床面に不要な接地線（1本）が認められたため、当該接地線を撤去	対象外	
7	3号機	原子炉建屋2階ジブクレーンの年次点検実施期限を約3.5ヶ月超過した状況で、当該クレーンを使用していたことが認められたため、対応検討	B	
8	4号機	原子炉建屋及びタービン建屋換気空調系制御盤の警報テスト用押しボタンに接触不良が認められたため、当該ボタンを点検・修理	D	
9	5号機	6号原子炉建屋クレーン用電源しゃ断器の点検において、当該しゃ断器の作動機構部枠に亀裂が認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	「定期事業者検査完了の通知文書」原本の所在不明が認められたため、対応検討	D	
11	5号機	主タービン油清浄装置潤滑油ろ過ポンプのグランド受けに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	集中環境施設	海水冷却系熱交換器用チューブ保護装置（C）の防食用電極板消耗率が管理設定値に到達したことを示す警報の発生が認められたため、当該電極板を交換	対象外	
13	その他	海生物処理設備汚泥貯留ホッパ（B）のレベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・調整	D	
14	その他	海生物処理設備前処理装置の監視用カメラ装置に映像不良が認められたため、当該カメラ装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで